

周南市婚活イベント開催事業補助金

未婚化や晩婚化といった少子化の要因を解消するため、結婚を望む方への多様な出会いの創出が期待されるイベントの経費の一部を補助する制度です。



●申請できる団体は？

補助事業の対象者は、NPO 団体、社会福祉法人、学校法人、協同組合、民間企業、地域づくり団体等です。ただし、政治活動、宗教活動を行うことを目的とする団体、又はその他市長が適当でないと認める団体は除きます。

●補助対象事業は？

営利を事業の目的とせず、20歳以上を対象に市内で開催する、定員20人以上のイベントのうち、以下のいずれかに該当するもの

- ・参加者が公募かつ、参加者の過半数が周南市在住または周南市にある事業所に勤務
- ・市内の事業所間交流を目的としており、参加者は参加事業所の従業員に限る

●対象経費は？

★事業費のうち、以下に該当する補助対象経費の合計額の1/2を補助(上限10万円)

<補助対象経費> 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

※内容の詳細は裏面をご確認ください。

※対象経費の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てます。



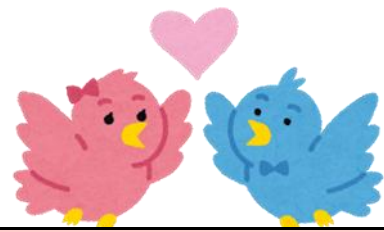
●申請について？

あんしん子育て推進課まで、以下の書類を提出してください。(様式は市ホームページに掲載しています)

- ・周南市婚活イベント開催事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ・補助事業計画書
- ・収支予算書
- ・団体に関する書類(定款、規約等)
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金の交付決定は原則、物品購入や打合せ等の準備を含めた活動が始まる前に行う必要があります。審査・通知に1週間以上かかりますので余裕をもって、ご申請ください。





▼ 対象経費について（内容は一例です）

補助対象経費		内容
報償費		司会者、講習会等の講師等に対する謝礼等
旅費		司会者、講習会等の講師等に係る旅費等
需用費	消耗品費	文具類等(1万円未満であって1年間程度で消耗するもの)
	燃料費	事業に使用するバス等の燃料費等
	印刷製本費	パンフレット印刷等
役務費	通信運搬費	電話料等
	広告料	新聞、テレビ、ラジオ等による広告等
	手数料	送金手数料等
	保険料	損害保険の保険料等
委託料		補助対象団体が直接実施するより、他者に委託して実施する方が効率的・効果的であると認められるもの
使用料及び賃借料		会場使用料等

※次の経費は、補助対象経費と認められません。

- 補助対象事業とは直接関係がない補助対象団体の恒常的な運営経費
- 補助対象団体の内部の者に対する謝金及び委託料等
- 飲食又は宿泊を伴う企画における参加者の飲食費及び宿泊費並びにスタッフの飲食費及び宿泊費

▼ 補助金交付の基本的な流れ

補助金申請者(事業を行う団体)	周南市
1. 交付申請を行う(4月1日から)	2. 提出された申請書及びその他の書類を受理、審査し、交付決定を通知
3. 事業を実施 事業完了後、実績報告を行う	
5. 確定通知を受領後、補助金の交付請求を行う(3月31日まで)	4. 提出された実績報告書を受理、審査し、交付額の確定を行い、通知
7. 補助金を受け取る	6. 補助金を交付

※事業期間や補助額が変わる場合、速やかに変更申請を行う必要がありますので、ご相談ください。

※実績報告時に、対象経費の領収書が必要です。収支の証拠書類は確実に保管してください。

◆問合せ先◆ 周南市 こども未来部 あんしん子育て推進課 こども政策担当

TEL:0834-22-8452 FAX:0834-22-8815 ✉ anshinkosodate@city.shunan.lg.jp